



第 247 号



- 全産廃連・関東地域協議会等が2月と3月に改正廃棄物処理法で説明会
- リスクアセスメントで池田安全管理士招き講演と体験
- 都・医師会・東産廃協が医療廃棄物処理従事者研修会共催
- 行政だより 水銀の適正処理に向けた新たな取組



社団法人 東京産業廃棄物協会

〈目 次〉

とうきょうさんぱい

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。
東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

リサイクルポート 東京エコリサイクル 若洲工場

2009~11年度 収集運搬業
産廃エキスパート 認定番号1-09-A0012

2009~11年度 中間処理業
産廃エキスパート 認定番号1-09-C0012 検索: <http://www.aknet.co.jp/>

有明興業株式会社 ARIAKE KOUGYO CO.,LTD. 〒136-0083 東京都江東区若洲 2-8-25 TEL:03-3522-1911 FAX:03-3522-1919 ECO4.J0284

ZERO

技術です

キケンなゴミを資源に戻す

有害な物質を含む、廃棄物。ゼロ・ジャパンの技術は、それを資源に戻すためにあります。廃棄物を沸点の差を利用して、ひとつひとつの素材に分離。資源として取り出しています。世界最新の真空加熱リサイクリング-VTR技術。すべての工程で空気に触れない、安全、確実な技術を提供しています。ゴミを出さない、ゴミを資源に換える仕事、ゼロ・ジャパン。

究極のリサイクリングの、名前です。
ゼロ・ジャパン株式会社
MATSUDA SANGYO GROUP

本社:東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル TEL 03-5381-1233 FAX 03-3345-0995 info@zero-japan.co.jp http://www.zero-japan.co.jp

全産廃連・関東地域協議会等が2月と3月に改正廃棄物処理法で説明会
排出事業者の立場から優良産廃処理業者認定制度の活用方法で見解示す

リスクアセスメントには予防、予知能力の育成が肝要
安全衛生推進委員会が池田安全管理士招き講演と体験

都・医師会・東産廃協が平成22年度「医療廃棄物処理従事者への研修会」を共催
改正法ほか「感染性以外の有害廃棄物の取り扱い」で鈴木 良實先生が講演

平成22年度第4回産業廃棄物処理業者講習会開く
本年度の最終回、水銀混入問題など適正処理望む

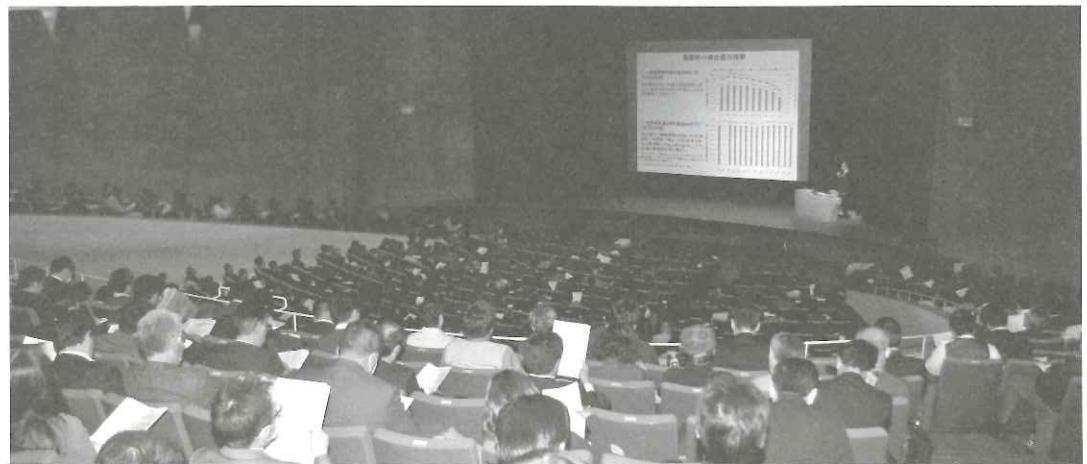
[行政だより]
水銀の適正処理に向けた新たな取組
～水銀血圧計に含まれる水銀の回収促進～

[女性部だより]
埼玉県産業廃棄物協会女性部会主催
～関東地域交流会・賀詞交歓会に参加して～

- 会員情報（代表者・名称・住所等変更のお知らせ） 19
- 地球温暖化対策 始まっている世界的食料危機 20
- 身近なヒヤリ・ハット事例 Part55 21
- リサイクル情報 NPO-法人 地球船クラブ 発泡スチロールリサイクル事業 22
- 産廃相談 ア・ラ・カルト ⑪ 24
- よろず相談（経営・許認可事務の簡素化と実務的対応） 26
- 協会の主な今後の日程 29
- お江戸ぶらぶら歩る記 30
- 事務局だより・編集後記 32

全産廃連・関東地域協議会等が2月と3月に改正廃棄物処理法で説明会 排出事業者の立場から優良産廃処理業者認定制度の活用方法で見解示す

(社)全国産業廃棄物連合会と同関東地域協議会、(財)産業廃棄物処理事業振興財団の3団体は、平成23年2月1日(火)及び3月2日(水)の2回にわたりて東京・有楽町のよみうりホールにおいて、「改正廃棄物処理法説明会」を開催した。対象は1都7県の産業廃棄物協会の会員及び処理業者等で、2回の開催で1,770名の参加があった。開催場所及び内容は同じで、プログラムは次のとおり。



【挨拶と説明者を次に示す(第1回)】

<第1部> 改正廃棄物処理法説明会

1.開会

2.挨拶 (社)全国産業廃棄物連合会 会長 石井 邦夫氏

3.改正廃棄物処理法説明会

改正廃棄物処理法について

講師：環境省廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課長 廣木 雅史 氏

4.閉会

<第2部> 優良産廃処理業者認定制度説明会

1.開会

2.優良産廃処理業者認定制度の概要

講師：(財)産業廃棄物処理事業振興財団

適正処理推進部 担当部長 改田 耕一 氏

3.優良産廃処理業者認定制度の活用

講師：三菱電機(株)環境推進本部 竹内 秀年 氏



廣木 雅史氏



改田 耕一氏



竹内 秀年氏

4.申請方法並びに注意点について

講師：東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課
審査係長 黒岩 秀之 氏



黒岩 秀之氏

5.閉会

なお、開会に当たって石井全産廃連会長は次のとおり挨拶したが、続いての改正廃棄物処理法関係の説明内容は、2月4日の通達で明らかにされているので、ここでは割愛させていただき、排出事業者の立場から三菱電機の竹内氏が「優良認定制度の活用」について述べられたので、その概要のみを掲載した。

[石井会長挨拶]



石井会長

開会に当たり石井全産廃連会長は次のとおり挨拶した。
「皆様ご存じの通り、昨年5月に改正廃掃法が成立し、本年4月1日に施行される予定となってお

ります。この改正法に関しましては、これから環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の廣木課長から改正内容のご説明をいただくことになっておりますが、私からは産業廃棄物業を営む者としての感想を簡単に述べさせていただきたいと思います。

ここ10年程の廃棄物処理業の変遷を見ますと、適正処理の規制の強化のみに重点が置かれてきたように思います。申し上げるまでもなく、廃棄物処理という負の財をとりまくビジネスにおきましては、適正な処理は必要不可欠であります

し、適正な規制が的確に施行されなければ、悪貨が良貨を駆逐することになってしましますし、その半面、余りに多くの規制や手続きにとらわれ過ぎますと、環境ビジネスに本来必要な産業効果が失われてしまい、その結果、循環型社会の進展のスピードが大きく鈍ることもあるわけです。

循環型社会の構築に向けてこれらの課題は、環境ビジネスとしての産業廃棄物処理業の振興を如何に図っていくかにかかっていると言っても過言ではないと思います。このような状況の中で生まれた今回の改正廃棄物処理法は、規制も強化されておりますが、優良産廃処理業者認定制度の創設や、欠格要件の見直し、また収集運搬業の許可の見直しなど、これまでの規制一辺倒である国の施策が、ようやくビジネス振興の観点にたった施策への転換が図られつつあると感じられる内容が織り込まれております。

この意味におきましても、まずは我々処理業界が改正法の内容を十分に理解し、循環型社会における環境ビジネスの忠実な産業であるとの自覚を強くすることが大切で、そのための糧として頂ければ、この思いから本日の説明会を環境省のご協力のもとに企画した次第でございます。最後までご清聴賜ることをお願いして開会のご挨拶といたします。」

【排出事業者からみた優良産廃処理業者認定制度の活用】

続いて第2部に於いて排出事業者の立場から三菱電機の竹内氏が《優良産廃処理業者認定制度の活用》について次のとおり説明しているので、ここに掲載した。

排出事業者からみた廃棄物の課題は、如何にして安心して取引を継続できる処理業者と契約できるかにある。

○排出事業者からみた活用

①新規取引時及び取引更新時に於いては、公開された情報が、取引先選定の手がかりになる。また、日常的取引先管理として、現地確認の代替え手段となり、また現地確認の事前評価が可能なことがあげられる。

②処理業者からみた活用としては、排出事業者からみた活用の裏返しである。即ち、新規取引先開拓の営業手段として、日常的な情報発信手段として活用する。

○現地確認に関する活用例

現地確認は法律で、産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行うことが義務付けられているので、社内の現地視察基準に、優良性評価の適合事業者、情報開示業者等の区分により優先度(差異)を設け、業務を合理化(効率化)する。

○現地確認の事前評価の例

契約業者の日常管理、現地視察の事前評価の情報として、契約書と公開情報を付き合わせる。事前評価には遵法性、情報公開、環境保全への取組みが挙げられるが、情報公開には、会社情報、許可の内容、施設及

び処理の状況、財務諸表、料金の提示方法、組織体制が挙げられるが、この中で特に、許可の内容、施設及び処理では施設の概要、処理工程図、最終処分までの処理工程、料金の提示方法が重要である。

○評価制度の活用方法

法第2条の1に於いて、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するとの項がある。前項で重要として示した各項における整合性と、料金の提示方法については、別途見積りの場合も含め、見積りの根拠、算定方法を聞くようとする。

○まとめ

1. 優良業者(適合事業者、国は優良認定業者)への委託は前提である。すなわち、新規事業者の選定の差異ばかりでなく、取引業者についても同様。
2. 排出事業者として合理的な廃棄物管理(リスク管理)に活用する。すなわち、安心して取引を継続するためのコミュニケーション・ツールとして産廃情報ネットを活用(公開情報を適正処理のための信頼関係構築に役立てる)。
3. 処理業者として活用のメリットは工夫次第である。新規顧客開拓、既存の取引強化のためのツールとして制度、システムを活用する。

リスクアセスメントには予防、予知能力の育成が肝要 安全衛生推進委員会が池田安全管理士招き講演と体験

(社)東京産業廃棄物協会は平成23年2月28日(月)13時30分から16時30分まで安全衛生推進委員会が「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント」を推進するための研修会を神田のグリーンホールにおいて開いた。

当日は、講師に中央労働災害防止協会の関東安全衛生サービスセンターから専門役・安全管理士である池田 尚之氏を招き、「リスクアセスメントの基本と実施に向けて」と題する講義を受けるとともに、リスクアセスメントについての実際を想定した体験をチェックリストを使用して演習指導していただき、リスクアセスメントの必要性を研修した。



委員長 伊藤雅人氏

まず、伊藤委員長が開会に当たり「今日は2月の末で今年度も1ヶ月を余すところとなり、今年度の達成状況を検証しながら来年度の安全衛生計画の作成に取

り組まれている時期だと思います。安全衛生の計画を立てるに当たっては、このリスクアセスメントが核となると思います。リスクアセスメントを一言で言えば予防と言う事ではないかと思います。病気で言えば風邪を引いて薬を飲む、医者にかかるて薬を飲む、という対処療法ではなく、風邪を引く前の嗽・手洗い・マスクをする、という予防療法と同じ効果は非常に大きく費用が大変小さいという療法で、今回リスクアセスメントを研修させて頂いて、皆様、会社に帰ってリスクアセスメントを共有して、大きな成果を小さな費用で達成していただきたいと思います。」と挨拶した。

○講義1 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性

講師：(社)東京産業廃棄物協会
安全衛生推進委員会副委員長 泉 昌男氏



泉 昌男氏

先ず最初に、産業廃棄物処理業における労働災害の発生状況(厚生労働省調べ)を見ると、死者者は平成17年が27名であったものが18、19年には19名、14名と減少してきたが、平成20年22名、21年20名とまた増加傾向にある。更に、休業4日以上を含む死傷者数の場合は平成17年が1,107名から年々右肩上がりで平成20年の1,283名をピークに21年は1,111名と激減している。

以後の講演は、(社)全国産業廃棄物連合

事故の型別の平成 21 年の死傷災害発生状況では、はざまれ、巻き込まれ事故が最も多く、続いて墜落、転落事故が 21.9%、転倒が 12.3% とこれらが半数以上を占めている。また、起因物別ではトラック等動力運搬機が 31% と最も多く、続いて仮設物・構築物・建築物等が 15.3% とほぼ半数を占めていた。平成 18 年の起因物・事故の型のトップ 5 は トラックでの墜落、転落が 111 名と最も多く、トラックでのはざまれ、巻き込まれと、コンベアでの同型の事故が 47、45 名とほぼ並んでいた。

更に、20 年における年齢別では 30 ~ 39 歳が 24.8% と最も多く、60 歳以上は 17.8% であった。また事業規模別では 300 人以上が 0.1% に対し、1 ~ 9 人が 22.2%、10 ~ 29 人が最も多く 33.8%、30 ~ 49 人の 19.7% と 50 人未満の規模が平均的に多かった。

以上の状況を踏まえ、災害の多い産業廃棄物業界としては、リスクアセスメントの必要性が高まっているが、労働者即ち人が何らかの作業を行う時には、必ず危険性や有害性のある状況におかれ。危険性や有害性に接することにより「リスクが発生」し、その時に「安全衛生対策の不備」がある場合に「労働災害」に繋がる。

したがって、災害を発生させない為には、この「危険性又は有害性のもの」を除去または低減するか、又はこれに対し接触を断つか、安全衛生対策を備えるが必要である。

もし、労働災害が起こってしまった場合の企業の責任は、①社会的責任（企業のイメージ低下、存在基盤の喪失）、②

行政上の責任（作業停止・許可取消し等の行政処分）、③民事上の責任（損害賠償）及び④刑事上の責任（労働安全衛生法違反、業務上過失致死傷罪に問われ、「産業廃棄物処理法における欠格事由に該当する」）。このほか、使用者として安全配慮義務として、雇用（労働）契約の付隨義務として発生する債務不履行責任（民法 415 条）があり、災害の危険を予知し、その結果を回避するため、安全措置を講ずる義務がある。

(1) これらのために、労働安全衛生のリスクアセスメントをはじめる必要があるが、先ず自主的な安全対策を樹立しなければならない。従来は労働安全衛生法に守られてきたが、これは過去の災害等を教訓として作られた裁定の基準であり、最近の多種、多様な作業場では万全でなく、作業の実態や特性を捉えた自主的な安全衛生対策が求められている。その答えの一つが危険性又は有害性等の調査即ちリスクアセスメントである。

(2) 即ち、リスクアセスメントとは、労働災害防止のための予防手段（先取り方）であり、従来までの自社で発生した（他社で発生した）労働災害から学ぶ労働発生後の事後対策（後追い型）とは異なる取り組みである。

(3) リスクアセスメントの目的は、事業者が職場に潜んでいる危険の源、例えば実際にケガや健康障害が起つたり、作業が中断したり、設備が損傷を受けたり、更には事業場周辺の環境や公衆にまで害が及ぶような要因を出来るだけ取り除き、労働災害

が生じない快適な職場にすることが必要である。

(4) リスクアセスメントの法的な関係は、平成 18 年に労働安全衛生法の改正で、リスクアセスメントを導入することが、努力義務化された。また、リスクアセスメントは、平成 11 年の労働省告示 53 号の「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」第 10 条に「危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定の具体的な事項」として位置付けられている。また、平成 18 年の法改正に伴い更にその普及促進を図っている。

(5) 事業場における労働安全衛生のレベルアップには、現場の実情に合わせた骨組み・仕組みを作る必要があるが、産業廃棄物処理業においては、平成 15 年度からその土台となるモデル安全衛生規程や安全衛生チェックリスト、ヒヤリ・ハット活動などが推進されてきた。

(6) このような安全衛生の土台作りの上に、リスクアセスメントの導入促進を図ることによって、今までに経験されていないような災害の芽などの職場に潜在する因子を掘り起こして、未然に災害防止対策に結びつけることができ、安全衛生水準の更なる向上を図ることが期待されている。

○講義 2 リスクアセスメントの基本と実施に向けて

講師：中央労働災害防止協会
関東安全衛生サービスセンター

専門役 安全管理士 池田 尚之氏



今まで泉講師からリスクアセスメントの必要性について説明があったが、これからは、その進め方についてご説明する。何故リスクアセスメントをやらなければならないのか。先ず、その法的な位置づけについてからお話しする。

(1) リスクアセスメントの実施が努力義務化

平成 18 年 4 月より、労働安全衛生法にリスクアセスメントの実施が努力義務規定として設けられ、事業者による危険性又は有害性等の調査の実施と、その結果に基づき必要な措置を講ずることが定められた。

(2) 安全・衛生委員会の付議事項に追加

労働安全衛生規則第 21 条、第 22 条に定められた安全・衛生委員会の付議事項としてリスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置が追加された。

(3) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者の業務に追加

以上三者の業務としてリスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置が追加された。

(4) 安全管理者、職長教育の教育内容に追加

安全管理者の選任に伴う研修や事業者責任として行わなければならない職長教育に、リスクアセスメントに関する項目が定められた。

(5) 機械等の設置に伴う計画届けの免除要件として明記

労働安全衛生法に基づき一定の建設物や機械の設置・移設等に必要とされる計画届の免除要件としてリスクアセスメントを実施していることが定められた。

以上のように、国は色々の場でリスクアセスメントの実施を求めており、今日はその方針に沿って勉強していくが、先ず「リスク」という言葉の定義は次の通りである。

リスクの定義

平成18年3月に公表された「危険性又は有害性等の調査に関する指針」では、「リスク」を「危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合」と定義している。条文の中に「危険性又は有害

性によって生ずるおそれのある…」とあるが、危険性又は、有害性をハザードとよんでいる。「ハザード」と「リスク」の違いは、別図に示すようなことである。

次にリスクアセスメントの効果を挙げると次のとおりである。

①職場のリスクが明確となる、②リスクに対する認識が共有できる、③安全対策の合理的な優先順位が決定できる、④技術的、時間的、経済的に直ぐ適切なリスク軽減措置が出来ない場合の残留リスクに対し「守るべき決め事」の理由が明確となる、⑤リスクアセスメントを職場全体で行うため、他の作業者が感じた危険についての情報が得られ、職場に潜在化している危険性又は有害性を感じることができるようになる。⑥リスクアセスメントにおいて明らかになったリスクやその低減措置ごとに緊急性と人材や資金な

ど、必要な経営資源が検討され、費用対効果の観点から合理的な対策を実施できる。

では、リスクアセスメントの導入や実施の手順はどうするかを次に示す。

(1) 実施体制

まず最初に①経営トップが導入宣言を行い②事業場の実施体制を確立する③リスクアセスメントの実施手順を作成する。例えば、建築物の設置・移転・変更・解体や、原材料の新規採用・変更、作業方法・手順の新規採用・変更など、を隨時或いは定期的に行う。そして④危険性又は有害性に関する資料を収集し、その特定やリスクの見積もり、低減措置等の試行による見直しを行い、⑤関係者へのリスクアセスメントの教育を実施する。

(2) 実施時期

実施手順で定めた内容を、事業場におけるリスクに変化が生じたり、生じる恐れのある時は随時に、安全衛生の継続的な向上を図るために定期間毎（毎年）に定期的に行う。

(3) 情報の入手

危険性や有害性に関する資料を、定常的な作業に係るものに限らず、非定常的な作業に係るものも出来るだけ多く収集し整理しておく。例えば、作業標準、作業手順書（操作説明書、マニュアル）や設備等の仕様書、取扱説明書のほか、使用する化学物質等安全データシートなど。

(4) 以上が準備段階で、これからが実施段階に入るが、まず危険性と有害性の特定が必要

随時の場合は、実施時期で義務付けられている単位で、作業標準、作業手順書等をもとに危険性又は有害性を特定する。定期実施の場合も随時と同様であるが、表現も注意する。例えば、危険性又は有害性は「～に、～と」人は「が」、危険性又は有害性と人が接触する状態は「～するとき、～するため」安全衛生対策の不備は「～なので、～がないので」負傷又は疾病の状況は「（事故の型）+（体の部位）を～する、～する」のように表現する。一例としては、「廃棄物を選別しているとき、作業者が革手袋をしていないので、廃棄物に混入している金属片で手を切る」のように書く。

(5) リスクの見積り

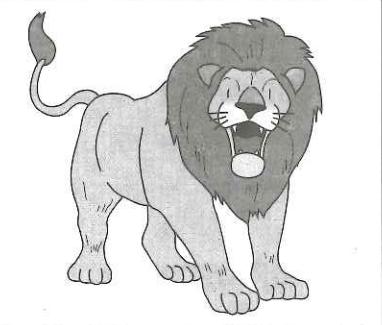
本研修会では、どの程度労働災害や健康被害が発生しやすいかを、リスクが発生する頻度、リスクが発生した時に負傷又は疾病になる可能性、負傷又は疾病的重篤度、の3つの要素による『加算方式』でリスクを見積もる。頻度は作業中に危険性又は有害性と労働者が接触し、リスクに接している時間。可能性は、労働災害を避けることができるのかを、安全方策の状況や作業者の行動等から判断する。重篤度は労働災害になった時に想定されるもっとも大きな負傷又は疾病を判断する。

(6) リスク低減措置の優先順位

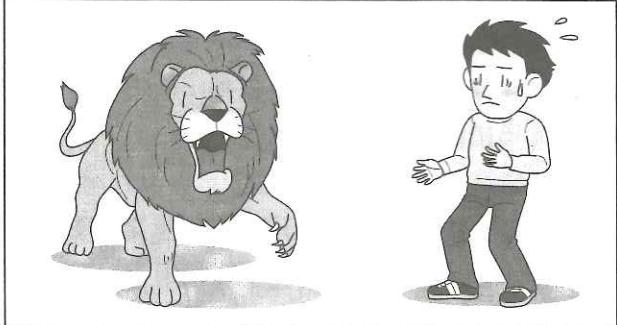
法令に定められた事項がある場合はそれを必ず実施する。次いで①危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替え、より安全な施工方法への変更等、設計や計画の段階における除去又は低減、②局所排気装置、防音囲い設

「ハザード」と「リスク」の違い

危険性又は有害性(ハザード)



リスク



左の図はライオンがいるという危険性(ハザード)はありますが、人がいないためにライオンによる災害には結びつきません。しかし右の図のように、そこに人がいるということでライオンに襲われケガをするという災害発生の可能性が生じます。これが「リスク」であり、「危険性又は有害性」とは明確に区別して理解する必要があります。

置等の工学的対策、マニュアルの整備、立ち入り禁止装置、暴露管理、教育訓練等の管理対策等の管理対策、③以上の措置で除去、低減し切れなかった場合のリスクのみに対し個人用保護具の使用。

(7) リスク低減措置の検討及び実施

リスク低減措置の優先順位を基本に、費用対効果を踏まえながら、具体的な措置案を複数検討し、その中から最適なものを探用する。

1. リスク低減措置の効果予測＝検討されたリスク低減措置の実施が作業性や品質などにどのような影響を及ぼすのか、作業者などと相談しておくことが大切である。

2. リスク低減措置の実施＝実施する低減措置と実施の仕方が決定したら、実施担当者がリスク低減措置実施後は、先に特定された危険性又は有害性について、作業者の意見を求め、再度、リスクの見積りを行い、リスク低減措置の効果と作業性、能率等に及ぼす影響を認識する必要がある。

3. 残留リスクへの対応＝リスク低減措置を実施しても、技術上の問題などで、現状ではこれ以上低減できず、やむを得ず大きなリスクが残留してしまうことがある。リスクが低減されていないままをリスクアセスメントの実施に記載し、その内容を作業者に周知させるとともに必要な保護具の使用、安全な作業手順書の徹底を作業者に教育する。

以上の手順で実施し、見つけ出したりスクを日常の安全衛生に役立たせることまで実施することが重要である。そのためにはリスクアセスメントの結果として必要な事項を記録したものを整理し、関係者は、いつでも、誰でも見ることができるようにしておくことが大切である。また、実施したリスクアセスメントが適切であったか、さらなる改善が必要かどうかを検討する必要がある。そして見直しの内容としては、手順の見直し、見積り・優先度の設定の基準の目安や判定の基準の見直し、措置実施の優先順位の原則の引き上げなどがある。

以上の講演ののち、池田安全管理士のご指導により「リスクアセスメント」の体験が実習された。これには、全国産業廃棄物連合会で作成された「安全衛生チェックリスト」というA4版4ページのリーフレットが使用され、2~4ページのチェック項目を各自がチェックした。

この内容について各自が記入し、この結果についてグループごとに発表し、グループ内で検証した。この間、池田安全管理士がグループを回って質問や結果の評価など指導をおこなった。

いずれにしても、社内の安全管理体制を整え、健康管理と教育に力を注ぎ、万全の体制でリスクアセスメントに取組まねばならないことが痛感された。

(堀田 記)

都・医師会・東産廃協が平成22年度「医療廃棄物処理従事者への研修会」を共催 改正法ほか「感染性以外の有害廃棄物取り扱い」で鈴木 良實先生が講演

東京都環境局、(社)東京産業廃棄物協会及び(社)東京都医師会は、平成23年2月16日(水)午後1時30分から4時10分まで、東京都庁・都民ホールにおいて平成22年度「医療廃棄物処理従事者への研修会」を開催した。内容は以下の通り。

開会挨拶 東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課 課長 村上 章氏
社団法人 東京都医師会 理事 目澤 朗憲氏

◆法改正について

東京都環境局廃棄物対策部
産業廃棄物対策課審査係 主任 鈴木 彩子氏



◆医療機関から排出される感染性以外の有害廃棄物の取り扱いについて

元東大環境安全センター / 環境コンサルタント
有害・医療廃棄物研究会 理事 鈴木 良實氏

閉会挨拶 (社)東京産業廃棄物協会常任理事 医療廃棄物委員会委員長
五十嵐 和代氏

研修会はまず、主催者を代表して目澤東京都医師会理事と村上産業廃棄物対策課長から来場に謝意を表すとともに、それぞれ大要次のとおり挨拶した。

目澤理事は「東京都医師会は、東京都環境局、東京産業廃棄物協会および東京都環境整備公社と共に医療廃棄物適正処理推進協議会を設置しております。これは、医療廃棄物は一つでも不適正処理されますと、社会全体に係わる影響が非

常に大きいものがあるため、この三者が共同して医療廃棄物を適正に処理するよう努力しております。

私共の会員の立場は排出事業者であり、排出事業者として現行法でもいろいろ責任強化が課せられております。今回の改正法では廃棄物処理の確認が求められており、処理業者とともに安心して安全な廃棄をお願いしているわけです。この三者による適正処理推進事業は各地区医師会の協力により拡大充実を図っており、更なる強化により安心・安全な処理を推進していきますので、皆様方のご協力ををお願いいたします。」と挨拶した。



目澤理事



村上課長

また、村上課長は「この研修会は毎年、この時期に東京産業廃棄物協会と東京都医師会との三者により共催により実施しております。特に留意

が必要な医療廃棄物の適正処理推進のために開くこの研修会は非常に有意義なものと思います。産業廃棄物の世界にあっても、皆様方の役割は非常に大きなもので、皆様方の日々の活動が循環型社会の構築に寄与しているといつても過言ではないと思います。

昨年、水銀を含む廃棄物が4箇所の処理工場に持ち込まれ、足立工場においては約3億円の損害が生じました。これによる都民への影響はありませんでしたが、現在でも原因究明並びに再発防止に取り組んでおります。廃棄物の処理が如何に重要な事を再認識する事態でした。このため、東京都は水銀の適正処理に向けた新たな取り組みとして、水銀血圧計に含まれる水銀の回収促進について、水銀血圧計メーカーに対し、注意喚起を促す

シールの製品への貼付け等の取り組みを働きかけるとともに、東京都医師会や大手メーカーに対し注意を喚起する表示をするようお願いしており、処理に当たっては、水銀回収可能な産廃処理業者に委託するようお願いしております。

このほか適正処理について、ご承知のように第三者優良評価制度を実施し産廃プロフェッショナル、産廃エキスパートを認定しております。本日は、皆様の社会的な役割を再認識していただきたく、この研修会を有意義なものとして下さい。」挨拶した。

続いて研修のための講演に入り、先ず「法改正について」東京都より鈴木 彩子 産業廃棄物対策課審査係主任から説明が行われたが、この内容は再三に亘って説明を掲載し、さらに政令と省令については環境省から通達された文書を本誌246号に同封してお手元に配布したので、ここでは省略し、続いて行われた有害・医療廃棄物研究会の鈴木理事の「医療機関から排出される感染性以外の有害廃棄物の取り扱いについて」の講演内容を以下に掲載した。

医療機関から排出される感染性以外の有害廃棄物の取り扱いについて

元東大環境安全センター / 環境コンサルタント
有害・医療廃棄物研究会 理事 鈴木 良實氏

今回の講演は「医療機関から排出される感染性以外の有害廃棄物の取り扱い」と題し、有害廃棄物の定義、取扱い、及び適正処理等に関する内容であった。

医療機関から排出される廃棄物は、感

染性物質に限らず多くの有害物質が含まれている。有害廃棄物とは廃棄物処理法で定義される有害廃棄物のほかバーゼル条約などで定義される有害物質を含む廃棄物のことである。前者は特管産廃の中

の特定有害廃棄物を指し、PCB・アスベスト、及び有害産業廃棄物として重金属類・有機塩素系溶剤等の下水道法等で規制される物質、並びに指定有害廃棄物の硫酸ピッチが含まれる。後者は毒性・爆発性・引火性・可燃性・腐食性・環境汚染物質、放射性物質、感染性物質などを含む廃棄物を指す。



画像を表示しながら説明する鈴木理事

これらの有害物質の取扱いに関する法規は廃棄物処理法・毒物劇物取締法・消防法・PRTR法等、多々あり、その主旨は「人の健康・防災・環境保全」を守る事である。そのため関係者には、有害物質の適正な管理・取扱い・適正廃棄・適正処理が求められる。

化学物質に端を発する事故を未然に防止する為には、取扱う物質名を確認したうえで、それらの物質をMSDSデータ、書籍、Webなどで性状を十分に理解したうえで取り扱う事が最重要である。しかしながら、実際の廃棄物処理業務においては、様々な有害物質が混合されて廃棄される場合がある為、細心の注意を払うべきである。防毒マスク、保護眼鏡、保護手袋、防護服、保護長靴等の対策と

手段を講じておく事が必要であり、労働災害の防止に努めなくてはならない。

- 混触危険物質の組み合わせ、即ち、酸化性物質と還元性物質の混合は激しく爆発する恐れがあるので、特に注意が必要である。
- 有害物質には金属ナトリウム等の禁水性の物質があり、水と接触するだけで発火し、爆発を伴う危険がある。
- セルロース等の自然発火性物質は保管方法に特に注意を要する。
- 有機溶剤等の揮発性の廃油は、そのガスが空気と混合し、静電気などで引火、爆発をする恐れがあるので、必ず換気の良い場所で取扱う。
- 腐食性物質(強酸・強アルカリ)が付着した場合は、火傷や失明に至る事があるので、直ぐに多量の水で15分以上洗浄する。例えば、希硫酸が付着した場合でも、時間をおくと水分だけが蒸発し、濃硫酸になり火傷を負う可能性がある。また、アルカリ性物質は洗浄中にも皮膚を冒すので、目に入った場合には迅速な対応が必要である。
- 有害物質には、急性毒性や発がん性物質を含むものがある。また、毒物・劇物はその急性毒性(LD_{50})の経口投与量の多少により分別されているが、劇物のなかでも毒物に近い物質もあるので、注意すること。
- 内用療法に用いられる、放射性ヨウ化ナトリウムカプセル等については、関係学会等が放射性物質の半減期などを考慮した適正使用のマニュ

アルに準拠して取り扱われるので、患者由来の廃棄物による被曝の心配は無い。

- 労働者に健康障害を起こさせない空気中の化学物質濃度値(TLV)なども掌握し労働環境の保全に留意しなければならない。

実際に有害廃棄物を処理するにあたり留意すべき点は、前述の通り有害廃棄物の中身を掌握することが重要である。そのためには排出者が適正な分別を行い、その情報を処理業者側に伝えることが適正処理の第一歩である。もし、ラベル等が欠落し内容不明な廃棄物があった場合には、分析等を行い、物質名を特定する事が事故防止と適正処理に繋がる。

PRTR法が改正され2010年4月から施行されている。この中で該当事業所に新たに「医療業」が指定された。同様の制度が自治体にもあるが、東京都の場合PRTR法以外の物質も指定されている。また比較的規模の小さな事業所も対象となつておりPRTR法の該当事業と比較すると下水など環境への排出量が多くなっている。

有害廃棄物取扱いの今後の対応は、
1.速やかに化学物質及び廃棄物に対する自主管理体制を確立すること。
2.廃棄物の適正処理の実現が可能な排出形態→収集運搬→中間処理→最終処分の流れの再確認をすること。
3.化学物質の管理や廃棄物対策について、排出者の疑問に答えるシステムの構築をすること。
4.いかなる場合にも、環境汚染源とならないよう

にすることである。



閉会の挨拶をする五十嵐医療廃棄物委員会委員長

閉会に当たり東京産業廃棄物協会の常任理事・五十嵐 和代医療廃棄物委員会委員長は、次のとおり挨拶した。

「本日はご多用の中、お集まり頂き誠に有難うございます。今、医療現場ではノロウイルスの問題や院内耐性菌の問題、そして今日、鈴木先生にご講話いただきました有害廃棄物の問題など多岐にわたっております。

私共、医療廃棄物を扱う業者と致しましては、これらの問題をいち早くキャッチし、基礎知識を得、排出業者の病院、クリニックに色々な提案をさせて頂く、このことが信頼を勝ち取る唯一の解決策と考えております。そのような観点から、今後もタイムリーな課題を取り上げまして、皆様のお役に立てるように活動していく所存でございます。医療廃棄物委員会へのご理解を今後ともよろしくお願ひいたします。

本日は、最後の最後までご清聴いただきました事、心より感謝を申し上げ閉会の挨拶とさせて頂きます。」

(株)日本シルバー 杉本 記)

平成22年度第4回産業廃棄物処理業者講習会開く 本年度の最終回、水銀混入問題など適正処理望む

東京都環境局と(社)東京産業廃棄物協会は、平成23年2月25日(金)13時30分から16時まで、都議会議事堂1階都民ホールにおいて、平成22年度第4回産業廃棄物処理業者講習会を共催した。これで今年度最後の講習会となるが、講習内容については例年のものとほぼ変わりは無い。改正廃棄物処理法についても説明内容に大きな変更は無く、許可更新に際して来年度より期間が7年に延長される場合がある点と、優良業者認定の申請も同時にを行うことを説明していた。



村上課長

講習の開催に当たつて、主催者として東京都環境局の村上 章産業廃棄物対策課長は、日頃の東京都行政への協力に感謝するとともに「現在の廃棄物処理については、如何に環境負荷の少ない循環型社会をつくっていくかが課題となっていますが、廃棄物業界を担う皆様方の役割は非常に大きくなっています。日々の処理の仕方が循環型社会の基礎となっているものと思っております。皆様にはこうした役割と期待を担っていることを認識して日々の企業活動に従事して頂きたいと思います。

昨年の事になりますが、残念な事件が起つてあります。皆様方ご存知かと思いますが、23区の処理工場に水銀を含む廃棄物が搬入されまして焼却炉が止まるという事故が4つの工場で起りました。足立工場では復旧に3億円を要した被害があり、更に最近、新たに日暮清掃工場にも水銀を含む廃棄物が持ち込まれております。現在原因の究明と対策の確立で検討していますが、残念というより怒りを覚える事件が起つております。

す。

改めて廃棄物処理の重要性を認識いたします。そういうことが起こらぬよう皆様方には今まで通り、廃棄物の分別・収集・処理などに適正な対応をお願いいたします。」と挨拶した。

なお、講習会は次の次第で進められた。

- 更新許可手続きについて
環境局産業廃棄物対策課
審査係 今村 真里子 氏

- 契約書及びマニフェスト等について
環境局産業廃棄物対策課
指導係 近見 升 氏

- 法改正について
環境局産業廃棄物対策課
規制監視係 桑原 信武 氏

- 最近の不適正処理事例等について
環境局産業廃棄物対策課
不法投棄対策係 堀口 栄二 氏

行政だより

平成23年2月15日
環境省

水銀の適正処理に向けた新たな取組

～水銀血圧計に含まれる水銀の回収促進～

「このたび、東京都は水銀血圧計など水銀含有製品の適正処理に向け、注意喚起を促す新たな取組について公表しました。」

1 目的

水銀は、有害物質であり、焼却すると気化してしまうため、環境保全上、適正な処理が必要です。

昨年、23区内の4つの清掃工場（足立、板橋、光が丘、千歳）で、水銀を含む廃棄物が搬入され、焼却炉が停止する事態が生じました。また、現在、水銀の適正保管等のために、平成25年の「水銀条約」締結に向け政府間協議が進められるなど、水銀の適正処理が求められています。

このたび、東京都は、製品単位当たりの水銀使用量が多い水銀血圧計について大手製造メーカー及び血圧計の使用機会が多い医療機関と連携し、水銀を回収するための新たな取組を行います。

2 取組内容

それぞれの取組主体の役割・実施内容は次のとおりです。

＜東京都＞

- ・水銀血圧計メーカーに対し、注意喚起を促すシールの製品への貼付等の取組を働きかけます。

＜東京都医師会＞

- 加盟医院で、次の事項に取り組みます。
- ・保管・使用中のもの：注意喚起の表示(例)をします。
- ・廃棄する場合：委託契約締結の際、水銀を回収できる業者へ委託します。

＜水銀血圧計の大手製造メーカー：ケンツメディコ株式会社（埼玉県本庄市）＞

- ・今後、全国販売する全ての水銀血圧計に注意喚起のシール(別紙)を貼付します。

みんなで使おう！ “再生紙”

＜注意喚起表示(例)＞

水銀含有：廃棄の場合は、水銀回収可能な産廃処理業者へ

【問い合わせ先】

環境省 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課

村上・磐井

電話 03-5388-3584 内線 42-850



＜注意喚起のシール＞

『水銀』含有：廃棄の場合は、
水銀回収可能な産廃処理業者へ

- 使用時は、レバーを倒して活栓を開いて下さい。（水銀が0点まで上昇します。）
- 使用後は、水銀全部がタンク内に戻るよう45°位に本体を右に傾斜してから、レバーを起こして活栓を閉じて下さい。

注意喚起表示

注意

- 1 本器には水銀が使用されています。水銀は中毒性のある物質であり、焼却すれば蒸気となるなど環境汚染の原因となります。
取扱いには十分注意して下さい。
- 2 本器は血圧測定以外の目的に使用しないで下さい。
- 3 この製品の一部に天然ゴムが使用されております。天然ゴムは、かゆみ・発赤・蕁麻疹・むくみ・発熱・呼吸困難・喘息様症状・血圧低下・ショックなどのアレルギー性症状をまれに発症します。
この様な症状を起こした場合は直ちに使用を中止し、医師にご相談下さい。
- 4 絶対に300mmHg以上に加圧しないで下さい。
ガラス管上部のフィルターが目詰まりし、測定誤差が生じることがあります。
水銀が切れたときは、本体を軽く叩いて下さい。

△添付文書参照

1000H102

女性部だより

埼玉県産業廃棄物協会女性部会主催 ～関東地域交流会・賀詞交歓会に参加して～

平成23年2月10日(木)、大宮サンパレスにて埼玉県産業廃棄物協会女性部会主催の関東地域交流会・賀詞交歓会が開催されました。



(右)埼玉県産業廃棄物協会女性部会会長・徳原様
(中央)当協会女性部 二木部長
(左)千葉県産業廃棄物協会女性部会長・宮内様

県の環境に対する取り組みをはじめ、観光スポットやご当地グルメといった「彩の国」の魅力もご紹介下さい、埼玉県庁職員の方々の広報活動を重んじる姿勢にも感服しました。

続いて当協会女性部二木部長から、この1年間に見聞きし、感じた産廃業界についてのお話がありました。次に埼玉県産業廃棄物協会の柴崎猛夫専務理事の講話があり、およそ1時間半の交流会はなごやかなうちに終了しました。



宮原氏の講演風景

賀詞交歓会はフロアを移して行われました。円卓が並んだ会場では、会場入口で引いたクジの番号に従って着席をしました。

主催者の徳原部会長のご挨拶に引き続いだ、埼玉県産業廃棄物協会の松澤博三会長のご挨拶、そして来賓の方々の紹介

へと続きました。乾杯後、各部の紹介や歓談、名刺交換といった和やかな雰囲気の中、会場内で一際目立っていた艶やかな着物姿の女性、講談士の神田蘭さんが講談を披露して下さいました。

神田さんの楽しいお話に会場は笑いの渦で埋め尽くされ、産廃業界に吹いていた不景気風も、女性パワーと笑いの渦に、完全に飲み込まれてしまったようです。



賀詞交歓会会場の様子

二木部長の今回の講話にあったように、日本の産業構造全体の急速な変化に伴い、産業廃棄物業界も転換を迫られています。

そういった新しい時代の潮流の中で、流れに飲み込まれるのではなく、抵抗するのではなく、女性ならではの柔軟な発想や視点、そして今回のこの交流会のように、つながりを大事にする姿勢が、この業界に今後最も求められていくあり方ではないか、そんなことを考えさせられる貴重なひと時でした。

(武藏野土木工業株 渡邊記)

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

会員情報

株池田商店

(No.1184)

【旧住所】〒158-0084 東京都世田谷区東玉川2-15-7

【旧電話番号】03-5754-8500

【旧FAX番号】03-5754-8100

↓

【新住所】〒241-0802 神奈川県横浜市旭区上川井町2446

【新電話番号】045-924-6025

【新FAX番号】045-924-6026

89ページ

始まっている世界的食糧危機

温暖化による気温上昇がわずかだとしでも、アジアのコメの生産量は大幅に減り、貧困や飢餓に陥る人が増大する。こんな衝撃的な論文が昨年8月、アメリカで発表された。数十年後には全世界で深刻な食糧不足になると予測されている。しかし、すでに数年前から過去数十年で最悪の食糧危機は始まっている。

国連食料農業機関とアメリカ、フィリピンの研究チームは、1994年から99年に中国、インド、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムの田んぼで、1日の最低・最高気温の上昇が稻に与える影響を調査した。その結果、1日の最低気温(つまり夜間の気温)の上昇が、コメの収量の減少を招いていることが明らかになった。

日中の気温の上昇は、ある程度までは収量増につながるが、将来的には夜間の気温上昇による収量減の方が上回ることが予想される。過去25年間の気温上昇により、すでに一部の主要産地で10～20%の収量が減少しているという。アジアでは約6億人がコメを主食としており、研究者は、稻の品種や栽培方法の改良の必要性を強調している。

国際通貨基金のデータによると、世界の食品価格は2006年末以降、平均で50%も上がっているという。穀物の国際価格は、輸出国の輸出規制等により高騰した2008年夏以降、一旦落ち着いたものの、2010年7月以降、ロシアの干ばつ、アルゼンチンの降雨不足、パキスタンやタイの洪水で再び値上がりし、現在は2006年秋に比べ、2.2倍から2.9倍だ。

こうしたアグフレーション(食料インフレ)に最も苦しんでいるのは、貧困層の人々だ。国連によると、1日2ドル以下で

生活する人は世界で約26億人。彼らは賃金の大部分を食料につき込まざるを得ない状況に追い込まれているという。

世界的食糧危機のもう1つの要因は、各国の経済発展だ。特にインドや中国といった経済成長国では、燃料や原料の需要がかつてないほど高まり、肉や乳製品などの“贅沢品を味わうことができるだけの現金”を手にする人々が急増している。こうした“贅沢品”を作り出すためには、膨大な資源が必要。450グラムの肉を生産するために、最大で3.2キロの穀物と大量の水、肥料などが必要だという。

今後、数十年のうちに中産階級に参入する人々は数億人に上ると予測されている。そうなれば、食糧と燃料の供給はますます困難になるだろう。耕作に適した土地は、世界中でほとんどが田畠として使い尽くされているうえ、アジアやアフリカでは広大な土地が砂漠化、枯渇、汚染などで失われ、活用できる土地も給水量の減少により、いずれは使い物にならなくなるとみられている。

さらに、農業技術の改良や対応が温暖化のスピードに追いつかなければ、世界各地で大規模な移民(移住)がいずれ大きな問題となるだろうとする研究結果もある。

〈参考〉
ナショナルジオグラフィック
http://www.nationalgeographic.co.jp/news/news-article.php?file_id=12062776&expand#title

農林水産省
http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/jki/j_zyukyu_kakaku/pdf/kakaku.pdf

AFP通信
<http://www.afpbb.com/article/environment-science-it/environment/2747144/6061775>

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part55

	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	自社へ戻る為走行中	右折・Uターン禁止の場所で、前車が突然右折しようとした為、急ブレーキを踏み停車した。	車間距離を十分に取り、ゆとりある運転を心掛ける。
2	廃棄物を回収しに行く途中	地上と地下との合流地点で、ウインカーも出さずに、いきなり自車の前に車が入ってきた。	車間距離を十分に取り、「～だろう」運転を止める。
3	帰庫する為走行中	猫が道路を横切ったのが見え、急ブレーキを掛けそうになった。	後方車両等の確認は、こまめにしておく。
4	店舗内から廃棄物を収集車に積み込むとした時	収集車の脇を通ろうとしたら、乗用車が走行てきて接触しそうになった。	車の陰から脇に出る際は、車やバイク、自転車などの存在を確認してからにする。
5	一方通行道路を走行中	前車が、ハザードランプも出さずに停車し、縦列駐車をしようとバックしてきた為、接触しそうになった。	車間距離を十分取る。 他車の不意な動きに注意する。
6	トラック運転中	曲がろうとしていた交差点名を確認しようと地図を見たら、前を走行していた車両が止まっていて、追突しそうになった。	地図は停車中に確認する。
7	交差点付近を直進中	左側車線を走行中の車両が、方向指示器も出さずにいきなり自車を遮り右側車線へ進路変更してきた為、急ブレーキを掛けた。法定速度を守り走行していたので、難を回避できた。	常に何が起こるか分からぬので、法定速度や車間距離を守りながら走行するよう心掛ける。
8	4tパッカー車でマンション廃棄物の収集が終わり、大通りへ出ようとした時	廃棄物の収集を見ていた3歳位の男の子が、急に車両の近くへ寄ってきた。(親と一緒に見ていたのには気付いたが、親の手を離れて興味本位に近付いてくるとは想像もしていなかったので、ヒヤリとした。)	子供がいる事に気付いたときは、近寄ってくるかもしれない十分認識する必要がある。また、マンションや集合住宅等の収集では、自転車置き場や駐車場の陰から、いつ子供が飛び出してくるかもしれない事も認識し「即」止まれる速度で走るよう心掛ける。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

リサイクル情報

NPO 法人地球船クラブ

発泡スチロールリサイクル事業

地球温暖化防止に向け、様々な取り組みが求められている中、NPO 法人地球船クラブ(以下、地球船クラブという。)は、平成 18 年に、「自然との共生」を掲げ、環境問題を考え行動する会として発足しました。これまで市民や自治体、企業関係者の方々に、講演会や季刊誌の発行等を通じて環境保護に関する情報提供など啓蒙活動に努めてまいりましたが、こうした活動をさらに発展させ、自ら形として示していくことが重要と考え、昨年 4 月から江東区と連携を図り、「環境」・「福祉」・「教育」を融合させたリサイクル事業を実施しております。以下、その概要について紹介させていただきます。



作業風景

1. 事業概要

本事業は、地球船クラブと江東区が連携し、発泡スチロールのリサイクルシステムを区内に構築するとともに、この事業を通じて知的障害者の社会参加を支援していくものであります。具体的には、家庭で使用済みとなった食品トレイなどの発泡スチロールを地球船クラブが、江東区清掃事務所（江東区潮見 1 丁目、環境学習情報館併設）



エコミラ江東 外観

の敷地内に設置するリサイクル施設「エコミラ江東」で、プラスチックの原料となるペレット化までの処理を行って

いくものであります。加えて、施設での作業従事者には、知的障害者の雇用を図るとともに、こどもたちが見て触れる環境学習の場としても活用しております。

エコミラ江東の建設・運営については、地球船クラブが、家庭で使用済みとなった食品トレイ等の回収・運搬については、江東区がそれぞれ担っております。また、施設の建設費や作業機械の購入費については、賛同企業からの支援により賄われているとともに事業運営に向けても、企業からの技術職員の出向をはじめペレットの買い上げ等、様々な支援を受けております。

＜施設規模＞

作業棟 660 m²・事務棟 240 m²、
ペレタイザー処理能力 200 kg/h

＜環境＞

本事業は、区民が家庭で使用した発泡スチロールをリサイクルし、再び製品化されたものを繰り返し使用していくという「自区内処理資源循環システム」を区民・企業・行政・NPO がそれぞれの役割分担のもと一体となって構築していくものでありますが、1 つの自治体が管轄する 9000 箇所のごみ集積所から回収された資源を再資源化する例は全国でも初めてであります。

まだ、処理能力に余裕があることから、今後、発泡スチロールにかかる処理の拡大に向け取り組んでまいりますが、こうした取り組みがエネルギー消費の削減や二酸化炭素の削減など、環境に対する負荷の低減につながっていくものと思われます。

＜福祉＞

エコミラ江東では、現在 10 名の知的障害者を雇用していますが、来年度はさらに 2 名の増員を予定しております。勤務時間については、1 日 6 時間、週 30 時間を基本とし、賃金につきましては最低賃金を担保しております。障害者の作業内容は、トレイの白色と柄物の選別作業を中心に行ってますが、その処理能力は毎月レベルアップしているなど、円滑な施設運営に欠かせない存在となっております。加えて当施設では、都立特別支援学校や福祉施設などからの作業実習も受け入れており、職業訓練の場としても活用しております。

＜教育＞

エコミラ江東での取り組みに理解を深めていただくとともに、環境保全活動への積極的な参加意識を多くの人に高めてもらうため、施設の見学は誰でも受け入れております。昨今、区民や小学生、自治体、企業からの見学者が増えてきておりますが、環境について自ら学び、考え、行動できる場として隣接する江東区の環境学習情報館とも連携を図りながら、効果的な環境教育を推進させていきたいと考えております。

2. おわりに

リサイクルの輪が広がれば広がるほど知的障害の方々の一層の社会参加を促す本事業は、よりよい地域社会をつくる原動力になるものと考えております。NPO 法人地球船クラブは、今後この事業の成果を検証しつつ江東区及び支援企業とも連携を図り、事業の拡大等新たな検討を進めてまいります。

産廃相談

ア・ラ・カルト⑪

質問相談 1

①相談者：産廃処理業（収集運搬）

②相談案件：許可の合理化の件

③相談内容：

産廃収集運搬業（積替え保管なし）で、A県の許可と同 A県内のB政令市の許可を受けている。

A県もB市も産廃収集運搬許可の品目が同じ場合、今年の4月以降の許可はどう合理化されるのか。

=回 答=

A県とB市の産廃収集運搬業許可の品目が同じで、B市の許可が積替え保管を含まない場合は合理化され、許可が県に一本化される。4月1日より、A県許可証によりB市区域はみなし許可扱いとなり収集運搬業務を行うことが可能となる。同時に、B市許可が失効することとなる。

質問相談 2

①相談者：排出事業者（大規模物流業）

②相談案件：コンビニ弁当の空き容器

③相談内容：

従業員がコンビニ店で購入した弁当の空き容器類（プラスチック製）が発生する。この適正処理の方法は？

=回 答=

従業員の飲食後の弁当ガラ等については、都県又は区市により適正処理の考え方

方又は判断が相違する場合がある。

適正処理の判断の基本は次のとおり。

① 従業員の個人生活（食事）に伴って発生するものであり、一般廃棄物とする判断。

この場合は、区市町村の処理ルートに載せれば区市町村の処理責任により適正処理されることになる。

② 従業員の食事とはいえ、会社の事業活動に付随した廃棄物であり、産業廃棄物とする判断。

種別は「廃プラとその付着物」となる。ただし産廃としての処理ルートでは腐敗性と悪臭の問題から資源化が困難であり、焼却等に限定される。

③ あるべき処理方法（理想案）は、弁当容器から残飯の除去分別を徹底して行い、容器は産廃、残飯は一廃として分離処理する事。ご検討を！

質問相談 3

①相談者：排出事業者

②相談案件：最終処分の場所の相違

③相談内容：

産廃処理を委託したが、最終処分が終わったマニフェスト伝票E票を確認したところ、委託契約書の最終処分場とは異なる最終処分場名が記載されていた。防止対策はないか？

=回 答=

産廃処分委託契約について、当初の委

託契約書記載と異なる処理施設

又は処理方法にて処理されるケースが現実には存在している。

対策としては、①マニフェスト伝票のE票の確認を厳しく行う。②委託契約書の長期の自動更新はできるだけ避ける。③二次処分先の現地確認を定期的に実施する。④二次処分先の許可証及び処分契約書の写しの提出を一次処理業者に要請するなど。

排出事業者の注意確認義務として上記のチェック体制を確立する。

質問相談 4

①相談者：排出事業者（原油精製）

②相談案件：スラッジ油水分離処理

③相談内容：

原油の精製後にタンクに堆積するスラッジを油水分離し油分、水、固型分に分離する行為は産廃の中間処理に該当するか？

自社処理する場合に許可は必要か？

=回 答=

原油の精製工程で発生するスラッジを油水分離し原油、水、固型残渣物に分離する行為は廃棄物の中間処理ではなく石油製品の製造工程の一部である。

したがって、自社で油水分離処理する場合には産廃の許可は不要である。

質問相談 5

①相談者：排出事業者（ビル管理）

②相談案件：蛍光管の処理委託

③相談内容：

蛍光管の処理委託で、産廃処理業者が処理業者の蛍光管として処理する理由で、マニフェスト伝票無しで引き取っている。伝票無しでも問題ないのか？

=回 答=

排出事業者がマニフェスト伝票を交付せずに廃棄物を引き渡す行為はマニフェスト不交付となり、委託基準違反となる。今年4月からはマニフェスト伝票の交付を受けないで廃棄物を引き取った場合は処理業者側にも受託義務違反として罰則がかかる。

質問相談 6

①相談者：産廃処理業（収集運搬）

②相談案件：排出者の社名変更

③相談内容：

既契約の処理委託契約書につき事業者の社名変更の場合の事務手続きは？

=回 答=

契約の相手側が社名変更した場合は変更内容が確認できる通知、文書を当該委託契約書に貼付する。あわせて、変更年月日と新社名を旧社名に併記する。旧社名は訂正、削除はしない。旧社名での委託契約及びマニフェスト伝票等は5年間の保存義務があるため。

なお、回答に対するご意見、ご質問等は東産協HPの問い合わせWEBにてお寄せいただければ幸甚です。

【<http://www.tosankyo.or.jp/>】

行政書士／賛助会員 北村 亨

（東京産廃協会 専任相談員）

（回答内容の実施にあたっては行政等に内容確認が必要な場合もあります。）



ようこそ相談

小野寺 廣治
廃棄物法務コンサルタント・行政書士

経営相談

許認可事務の簡素化と実務的対応

廃棄物処理法が改正されたのは昨年5月ですが、その施行はほとんどが本年4月1日からです。改正点は多岐に亘りますが、まず許認可事務の簡素化すなわち許可の一元化について誤解が起き易い点を中心に整理してみたいと思います。ただし、各自治体で経過措置の運用が必ずしも固まっておらず、以下の記述は最大公約数的なものであることをご承知願いたい。

問1 産業廃棄物収集運搬業の許可事務は都道府県に一元化（簡素化）されますが、政令市（例、さいたま市）だけの収集運搬業許可を持っている場合でも、本年4月1日（以下、単に4月1日と表記）からは黙っていても都道府県（例、埼玉県）の許可が与えられるのでしょうか。

- 答**
- 1) 許可事務の一元化は、政令市とそれが属する都道府県の収集運搬業許可（除、保管積替）を後者に一本化しようとするものです。
 - 2) 政令市（例、さいたま市）だけの許可を持っているからといって、4月1日以降、それが属する都道府県（例、埼玉県）（都には政令市がありませんので、実質的には道府県）の許可が付与される訳ではありません。4月1日時点で都道府県の許可を持っていなければ、新たに許可申請しない限り都道府県の許可は取得できません。政令市のほかにそれが属する都道府県の許可を持っている場合には、4月1日付で、政令市の許可が失効し、都道府県の許可に一本化されます。しかし、経過措置で例外的な取扱がなされますので要注意です。
 - 3) 今回の改正で注意すべきことは、その経過措置です。思ったよりも複雑ですから油断は禁物です。その具体的な運用が自治体（県など）によって必ずしも一致していない点が見受けられ、しばらくの間自治体の動きを常に注視し、迅速な対応が必要です。

問2 収集運搬業には保管積替を含むものと除くものがありますが、すべて都道府県の許可に一元化されるのですか。

答 収集運搬業許可（事務）の一元化が図られるのは、保管積替を除く収集運搬業許可です。保管積替の許可は従来どおり、政令市の許可です。一元化の例外です。その結果、都道府県の許可は、当該政令市を除いた全域になります。しかし、収集運搬業許可の品目が保管積替できるもの（例、がれき類）とできないもの（例、廃プラスチック類、金属くず）とに分かれる場合は政令市と都道府県の所管については必ずしも一律にはいえない状況であり、関係自治体に個別の確認が必要です。

問3 それでは、4月1日以降の許可事務はどのようになるのでしょうか。

答 原則として次のようにになります。

- ①既に持っている都道府県（例、埼玉県）の許可はそのまま有効です。それに属する政令市（例、さいたま市）の許可は4月1日に失効します。（経過措置に注意）
- ②新規に都道府県（例、神奈川県）の許可を取得すれば、それに属する政令市（例、横浜市、川崎市など）の許可がなくともその都道府県（例、神奈川県）全域で営業できます。
- ③新規に営業する場合において、一つの政令市（例、横浜市）内でしか営業しないというのであれば、その政令市（例、横浜市）へ4月1日以降も新規許可申請ができます。
- ④政令市（例、さいたま市）の許可しか持っていないが、それが属する都道府県（例、埼玉県）で営業したい場合は、その都道府県へ許可申請が必要です。その許可が下りた時点で政令市の許可は失効します。

問4 3月31日までに許可期限が到来する政令市の許可は更新申請が必要でしょうか。

答 更新しないと不都合が生じます。3月31日までの間、その政令市（例、さいたま市）では無許可営業となり、一時的とはいえ営業の空白が生じます。既に都道府県の許可（除、保管積替）を持っていれば、4月1日に都道府県の許可に一本化されます。

問5 経過措置はどうなっていますか。

答 簡単に整理すると次のとおりです。

① 政令市が属する都道府県（例、千葉県）の許可はなく、政令市（船橋市）の許可しか保有していない場合は、4月1日以降もその許可期限（例、平成24年3月）まではその政令市（船橋市）の許可は有効です。その後も、政令市内（例、船橋市）でしか営業しないというのであれば、その政令市（例、船橋市）へ更新許可申請を行うことになります。

ただし、2以上の政令市（例、千葉市、船橋市）の許可がある場合は、いずれにおいても更新は認められず、どちらかの政令市（例、千葉市）で早く更新期限までに都道府県（例、千葉県）へ新規許可申請しなければなりません。こうして都道府県（例、千葉県）の許可を取得した時点で、すべての政令市（例、千葉市、船橋市）の許可（除、保管積替）は失効します。

② 政令市（例、川越市）の保有する許可品目がその属する都道府県（例、埼玉県）の許可品目と不一致の場合も要注意です。

都道府県の許可品目が政令市の許可品目よりも少ない場合、多い場合、また品目数が同じでも品目が異なる場合において許可期限が異なる場合（それが普通）の取り扱いは複雑であり、自治体によって差異があるようです。（本年2月4日付の環境省の技術的助言では、都道府県にない品目が政令市にある場合は、4月1日以降も政令市の許可が有効としています。）はっきり言えることは、都道府県の許可品目と政令市の許可品目を今すぐにでも合致させておくことが経営上、安全であるということです。



～協会の主な今後の日程～

(平成23年3月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
1	火		関東地域協議会；事務責任者会議 14:00～	協会会議室
2	水		全産廃連（関東地域協）「改正廃棄物処理法説明会」第2回目 13:00～	よみうりホール
3	木		青年部・女性部 「アースデイ」担当者合同会議 10:00～ 多摩支部 幹事会 14:00～ / 適正処理意見交換会 14:30～ / 懇親会 17:00～	協会会議室 アミューたちかわ
4	金		全国産業廃棄物厚生年金基金； 予算代議員会 15:30～ 全産廃連青年部協議会・関東ブロック協議会青年部 ①研修会 15:00～17:10 / ②賀詞交歓会 17:50～20:00 (東京主催)	日本生命日比谷ビル ①サンシャインシティ文化会館 7F ②サンシャイン 60展望台 多目的ホール
8	火		全産廃連； 正副会長会議 12:00～ / 第140回理事会 13:30～	全産廃連会議室
3	9	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
	14	月	常任理事会 13:30～ / 第285回理事会 14:30～	協会会議室
14	月		青年部・女性部「アースデイ」打合せ会 12:00～14:00 (第1回) 法制度検討委員会 15:00～	協会会議室
15	火		東京都主催 第7回「(排出者向け)産業廃棄物適正処理推進セミナー」 14:00～	東京都トラック総合会館
16	水		東京都主催 第8回「(排出者向け)産業廃棄物適正処理推進セミナー」 14:00～	東京都トラック総合会館
17	木		女性部 幹事会 14:00～ / 勉強会 15:00～	協会会議室
22	火		常任理事会 15:00～	協会会議室
24	木		医療廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
25	金		* 平成23年度講習会 日程公表開始	
26	土		<医療機関対象> 平成22年度「医療廃棄物適正処理研修会」	都民ホール
1	金		* 平成23年度講習会 受付開始	
7	木		平成23年度連合会講師の研修会	
8	金	↓		
13	水		常任理事会 13:30～ / 第286回理事会 14:30～	協会会議室
15	金		第46回関東地域協議会	青山ダイヤモンドホール
18	月		青年部関東ブロック幹事会 15:00～	協会会議室
22	金		収集運搬委員会 15:00～	協会会議室
26	火		常任理事会 15:00～	協会会議室
5	11	水	常任理事会 13:30～ / 第287回理事会 14:30～	協会会議室
	25	水	第55回定時総会	青山ダイヤモンドホール



大田区の大森界隈を歩く

大田区は、東京都のほぼ南東部に位置し、南から西は多摩川をはさんで神奈川県川崎市、北から西にかけては品川、目黒、世田谷の各区に接し、東は東京湾に面している。大田区の前身は大森区と蒲田区で昭和7年、当時東京市に隣接する郡町村が編入された際に設置された。そして大森区には大森、入新井、池上、東調布、馬込の5つの町が、蒲田区には矢口、蒲田、六郷、羽田の4つの町が参入された。

そんな歴史のある大森界隈を歩くこととし、京浜急行の大森海岸駅に降り立ってみた。大森海岸は、記者が生を受けた品川区北品川とは至近距離にあり、小学校に通うころから噂には聞いていたので、最近はどのようになったかは興味深かった。大森で噂の大きかったのが八幡海水浴場で、明治24年（1891）ごろ開設され、昭和10年代までは世間から親しまれていたという。東京近郊に位置した海岸は、最盛期には人で埋まったとの語り草が伝えられている。その海岸を一目でもと海岸駅から1号線を横切って行ってみたが、勿論そこは平和島として埋立てられており、競艇場に遮られ、海水浴場のかけらも見出すことができなかった。



磐井神社

平和島を訪ねるのは本日の趣旨に反するので、磐井神社を訪ねるため、再び1号線を渡って羽田方面に進んだ、磐井神社はすでに品川区を取材したころ、東海七福神巡りの一つ、弁天様を祀った社として訪ねたが、その一端を垣間見たのみで本来の磐井神社には触れていなかったようだ。磐井神社の靈宝として有名なのは、鈴が森の地名の由来となった鈴石の存在である。

社伝によると「その昔、神功皇后が長門国農浦に船を止めたとき、真砂の上に一つの神石があった。この含珠の神石は、応神天皇誕生のとき産屋に置かれた。その後筑前国香椎宮へ納めた。欽明天皇が豊前国宇佐宮はじめ八幡大神を鎮座したとき、そこへ還され、聖武天皇の時代、文学博士で神祀伯の石川朝臣年足が宇佐宮へ勅使〔奉幣使〕として赴いた折、神勅によってこの石を受けられた。その後石川家に三代相伝した。延暦元年（782）

嫡孫である中宮大夫中納言豊人が武藏国の国司として下向し、荏原郡滝川の辺りに居住、当社にこの石を納めた。石は鶏卵の形に似て色は青く、打つと鈴の音がしたので、鈴石と言われた。この石が磐井神社へ鎮座したので、社地を鈴石森というようになった」と由来を伝える。

ここは平安時代に編纂された「延喜式」に記載された、式内社という古い格式にある神社で、武藏国八幡社の総社に定められた。又、境内にあった磐井の井戸は、この水を飲むとき、心正しければ清水、邪心あれば塩水という伝えがあるが、第一京浜国道として東海道が拡幅されたために神社前の歩道に残されている。



鈴石・烏石と江戸文人石碑群の説明板

鈴石は非公開で、このほか烏石というのも非公開で保存されている。烏石は鳥の模様のある自然石で、江戸時代の松下烏石という書家が寄進したもの。烏石の寄進由来を記した石碑をはじめ、その縁で江戸文人たちが建てた筆塚等の石碑も残されている。

磐井神社は格式ある社であるが、神殿は質素で境内は広々としており飾り気はない。なお、七福神の弁天様は神殿左側に池があり、その中の島に祀られている。

磐井神社のすぐわきにファミリーレス



密厳院

トランがあり、そのわきに沿った道路を右に曲がって行くと京浜急行のガードをくぐって、さらに進んだ左側に密嚴院という真言宗智山派の立派な寺院がある。八幡密嚴院は、もと祈念寺密嚴院と言い、平安時代の初め法印運譽似によって開創されたと言われる。醍醐寺三宝院（京都市）直末寺で、末寺五か寺を有し、開創当初から磐井神社の別当を兼ねていた。平安時代初期以降（783～）の、いわゆる神仏習合時代には、神社の祭祀・事務等は別当寺修験僧が行なうことが神社古来の伝統となっていた。元弘3年（1333）に室町幕府が亡び、翌建武元年（1334）建武中興が行われ、足利尊氏が暦応元年（1338）に室町幕府を開くまでの6年間に渡って各地に争乱が続き、この争乱により密嚴院も諸堂宇を喪失し、その後、現在の地に移って堂宇を建立したと伝えられる。その後も兵禍に掛り、次第に荒廃していったが、この荒廃を中興したのが11世法印栄定と言う。その後有為転変もあったが、昭和32年から38年にかけて75世隆照大和尚によって現在の堂宇が建立された。境内にお七地蔵尊と延命地蔵尊が祀られている。その他山門を入って左に太子堂に聖徳太子像がまつられている。

（この頁終り、明）

事務局だより

今年の日本列島の冬は、関東地方を除いて大雪の世界となっており、ライフラインにも大きな影響を及ぼしている。その関東地方では、雪どころか雨さえも降ることがなく乾燥注意報が連続して30日以上も記録するなど、カラカラ状態で火災の多発が心配されていた。

そんな関東平野にも待望のまとまった降雪が14日の夜から始まった。そんな夜は雪の影響もさることながら車の運転も控えることから、周辺は静寂過ぎるほど静かである。

降り注ぐ大粒の雪を見ながら「これは積もるな、明日の通勤が心配だな・・・」と感じながら就寝についた。

眠りについて如何程してからであろうか、突如として「ドン」という大きな物音で目を覚ました。咄嗟に年老いた母親のことが頭をよぎった。「とうとう来るものがきたか・・・」と思い、母親の部屋に駆け込んだ。



編集後記

春めいた気配が強く
感じられるようにな

っていました。今年は昨年の同時期より梅の開花がいくらか遅れているようです。梅の種類はかなりの数があるそうですが、花だけでなく香りも楽しめます。どうか、五感で春を感じて頂きたいと存じます。一方で今年は花粉の飛散が多いように言われています。花粉症の方には早めに医師の診断を受けておいた方が良いようです。

ポップス部門で松本さんが日本人初のグラミー賞を受賞されたと報じられていました。一世代前にはとても考えられなかった出来事です。政治の世界では混迷を続ける日本ですが、芸術、文化、スポーツの分野での若手が、数多く海外で評価されるのは賞賛されるべきです。表現は良くないとは想いますが、こうした分野での活躍は外貨の獲得も伴います。若者たちに海外で

しかし、部屋は真っ暗で思い描いた母親の姿はそこにはなかった。安堵はしたが、逆の心配がまた頭を掠めた。

「空き巣か・・・」と用心深く各部屋を見回って見たが、その兆候さえも感じられない。玄関ドアを開けて外をも覗いてみた。そこには、見慣れた風景を真綿色にぬり変えた銀世界が広がっており、何とも言えない風情を醸し出していた。しかも雪は相も変わらず深深と降り続いている。とその時、屋根に積もった大量の雪が目の前に一度に落ちてきた。それと同時に大きな落下音と地響きが周辺にコダマした。何と先程の音はこの落下音だったのだ。

そう言えば、家の引き渡しを受けた際に太陽光発電の関係から、屋根については雪止めが施されていないので注意してほしい、と言われたことを思いだした。何とドジな男か。お蔭で、体が芯まで冷えてしまいその後眠れなくなってしまった。

(木村)



の活躍の舞台を整えるのも政府の役割ではないでしょうか。

ニュージーランドで大きな地震が発生し、日本人を含む多くの方が被災されました。

被災状況の映像では耐震構造でない建物が崩壊しているようでした。自然災害を避けることは不可能です。しかし、被災の程度を緩和することは可能です。いつも申し上げていますが、先人の経験を生かし、対処策を実現化することが肝要です。

4月1日から施行される改正処理法に関する講習会が数多く開催されています。本紙でもその周知を目的に多くの紙面を用いてその内容を掲載してきました。皆様には誤った解釈で結果として不法行為が発生しないように準備されることを切に望みます。今回の改正では処理業者に対する利点も制度化されていますので積極的に取り込んで頂ければ幸いです。

(乙顔)

とうきょうさんぱい 2011 第247号

発行人 高橋俊美
企画・編集 委員会
発行所 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F

TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592

<http://www.tosankyo.or.jp/>

E-mail; info@tosankyo.or.jp

印 刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F

TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592

<http://www.tosankyo.or.jp/>

よみがえれ廃木材!!

木々に永遠の生命をあたえたい…それが東京ボード工業の使命です。

幅広い用途



再生(製品化)



廃棄



受入れ・中間処理(破碎)

私たちには究極のリサイクリング(資源循環の輪)を目指します。ご期待下さい。

パーティクルボードとは:
パーティクルボードとは、木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活の中の身近なところで数多く利用されています。

目標は究極のリサイクリング(資源循環の輪)なのです。

当社で生産したパーティクルボードは建材や家具等に使用もしくは加工・製品化されます。しかし、あくまで木質系の素材であるため、老朽化することで、パーティクルボードを生産していきます。

東京ボード工業では…。

廃棄パレット・梱包材・型枠・合板などの木質廃棄物を受入れ、焼却・埋め立て処分をせず、当社独自の最新技術で再加工することにより、リサイクルを推進し新しい命を吹き込む。まさにリニューアルボードと言えるパーティクルボードを生産しています。

パーティクルボードとは:
木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活の中の身近なところで数多く利用されています。

TB 東京ボード工業株式会社

お問い合わせ先 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2丁目12番5号
TEL.03(3522)1524㈹ FAX.03(3522)1525
<http://www.t-b-i.co.jp>

Recycle and Ecology

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100

TEL.0489(96)0311 FAX.0489(96)5843

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1

TEL.03(3522)4138 FAX.03(3522)4137

当社のパーティクルボード「エヴァボード®」は第三者認証システムである「EPD」商品の認証を受けています。

